

求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するための基本方針

ジェイアールバス関東株式会社

（目的）

- 本基本方針は、厚生労働省「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づき、当社社員の求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するための基本的な方針を定め、もって当社の採用活動に参加する求職者等が円滑にその活動等を行える環境を確保することを目的とする。

（用語の定義）

- 求職者等に対するセクシャルハラスメント：社員による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるもの。セクシャルハラスメントの対象には、同性に対するものも含む。また、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず本基本方針の対象とする。
- 求職者等、求職活動等：当社の採用活動に参加する者を求職者等と定義し、参加する行為を求職活動等と定義する。また、電話、メール、SNS及びその他オンライン上で行われるもの、就業場所以外の場所で行われるものも対象とする。

（採用活動の例）

- ・ 採用試験（筆記試験、面接等）
- ・ 会社説明会
- ・ 職場体験会、職場見学会
- ・ 求職等を目的とした社員に対する個別の連絡や訪問（往訪、来訪ともに）
- ・ インターンシップ

（禁止行為）

- 求職者に対して以下の言動をとることを禁止する。
 - ・ 性的指向又はジェンダーアイデンティティを含む性的な事実関係を尋ねること。
 - ・ 性的指向又はジェンダーアイデンティティを含む性的な事柄について、侮辱的な言動（からかいや冗談を含む。）を行うこと。
 - ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること。
 - ・ 性的な関係を強要すること。
 - ・ 必要なく身体に触ること。
 - ・ わいせつな図画を配布すること。
 - ・ 社員が私用の電話番号やメールアドレス、SNS等で求職者等と連絡をとったり、連絡先を交換したりすること。

- ・ 私的な会合（食事等）に誘うこと。
- ・ 飲食を伴う場所で面談等の採用活動やそれに類する行為を行うこと。

（防止措置）

- 会社は本基本方針を全社員に周知・啓発する。
- 各種の会議や研修等の機会を通じ、啓発は継続して実施する。
- 採用活動を直接行う部署の社員に対しては、配属時に本基本方針の教育を実施する。
- セクシャルハラスメントの根絶のため、外部講習等も活用し、人権意識全般の増進に資する組みを実施する。

（違反者への対処）

- 本基本方針で定める禁止行為を行った場合は厳正に対処する。
- 対処フローは既存のハラスメント相談室の内規を準用する。
- 懲戒は、ジェイアールバス関東株式会社就業規則第133条第4号に該当したものとして取り扱う。

（求職者等への周知、相談窓口）

- 本基本方針はホームページに掲載し、採用活動に係る広報を行う場合は、そのリンクを広報物に掲載する等の方法で求職者等に周知する。
- 求職者等からの相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するため別紙のとおり相談窓口を設置し、ホームページで連絡先を公開する。

別紙

求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するための基本方針に定める求職者等からの相談窓口を以下の通り設置する。

1 名称

ジェイアールバス関東株式会社就活ハラスメント相談室

2 相談員

ハラスメント相談室員が兼務する

3 連絡先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-7

JR東日本不動産錦糸町ビル6階

ジェイアールバス関東株式会社

就活ハラスメント相談窓口

電 話：03-6746-4361

FAX：03-5690-2555

メール：kihan@jrbuskanto.co.jp